

毎週火、金曜日発行(但し毎月第一金曜日は翌日)

鳥取県公報

目 次

◇告示

争議行為を行なう旨の通知

公有水面の埋立の免許

国民健康保険法第三十七条规定する
療養取扱機関として申出の受理があつたもの
とみなされるもの

一部改正

昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号の

健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基
準の改定

宅地建物取引員試験の実施

告 示

鳥取県告示第二百三十四号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三

十七条第一項の規定に基づき、博愛病院従業員組合執行

委員長 石田登から争議行為を行なう旨の通知があつた
ので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百
七十八号)第十条の四第四項の規定により次のとおり告
示する。

昭和三十九年四月十七日

鳥取県知事 石破二朗

一 事件 昭和三十九年春斗要求について
1 ベースアップについて
2 大幅増員について

(1) 看護婦の夜勤を一ヵ月に一週間以内とし、深夜
勤務を一組二人以上とすること。
(2) レントゲン室、薬局等の増員

(3) 有給休暇、代休等完全に取得できるようにする
ための増員

4 最低賃金制について
満十八才で一二、〇〇〇円以上とすること。
4 労働協約を早期締結すること。

5、家族手当、住宅手当及び通勤手当を引き上げること。

二、日時、昭和三十九年四月二十二日午前零時以降田満

解決まで

三、場所 博愛病院従業員組合に所属する組合員の従事

する職場（米子市）

四、概要 合法的な一切の争議行為を実施する。

00305

森 岡 重 行
秋 里 菊 蔵
森 岡 照 喜 藏
森 伊 藤 喜 藏
森 五七〇番地
森 三四八番地
森 三四九番地
森 三五七番地
森 三五八番地
森 三五九番地
森 伊 藤 喜 藏
森 重 行

鳥取県告示第二百三十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、昭和三十九年四月十七日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十二条の規定により告示する。

昭和三十九年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東郷町大字松崎三五七番地

森 計 正

三四七番地

" "

" "

計 正

二 埋立の場所及びその面積

東伯郡東郷町大字松崎字新町三五五番二地先の東郷池

水面四九四平方メートル

（関係図面は、土木部管理課に保管）

三 埋立の目的

大字旭一九番地 津 村 喜代治

00306

(第3種郵便物)
認可 第3522号

3 昭和三十九年4月17日 金曜日 鳥取県公報 第3522号

鳥取県告示第二百三十六号
四 埋立工事の期間
昭和三十九年四月十五日から昭和三十九年十月三十一日まで

鳥取県告示第二百三十六号

漁網干場及び漁獲物荷揚場造成

湖東" 鳥取市湖山町下浜一、
二一〇の一六 三月十四日

鳥取県告示第二百三十七号

昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号（鳥取県保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、昭和三十九年四月一日から適用する。

昭和三十九年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二の三の中「六×六七十円同右」を「六×六七十六円同右」に改める。
三十六円同右

昭和三十九年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

機関名 所 在 地 受理年月日

都田医院 米子市紺屋町

昭和三十九年 二月二十二日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、第十一条及び船員保険法（昭和三十八年法律第二百七号）第

二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料

00307

昭和39年4月17日 金曜日 鳥取県公報

の支給基準を次のようすに定め、昭和三十九年四月一日から適用し、昭和三十八年五月鳥取県告示第11百三十三号（健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準について）せ、昭和三十九年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十九年四月十七日

公 告

告

鳥取県知事 石 破 二 朗
看護料支給基準

病 類 別	1 口羽だり看護料		
	看 護 婦	准 看 護 婦	看 護 助 手
コレラ、痘瘡、癰瘍チフス、 ペスト	1,110円	1,080円	—
右以外の法定伝染病、赤痢 (疫病を含む)、腸チフス、 パラチフス、猩紅熱、ジフ、 テリア、流行性脢膜炎、日本脢炎、 急性灰白脢炎、白脢炎、 開放性結核及び結核病棟に 収容されれた非開放性結核患 者並びに精神病	1,080円	860円	740円

- 1 試験期日 昭和39年6月7日13時から15時まで
2 試験場所 米子市錦町 米子西高等学校
3 受験申込期間 昭和39年4月27日から5月9日
まで
- 4 その他詳細については鳥取県土木部建築課又は倉吉土木出張所若しくは米子土木出張所に問い合わせてください。

昭和39年4月17日 金曜日 鳥取県公報

鳥取県鳥取市東町1丁目

鳥取県鳥取市栗谷町1部田舎1110円(配達料)

備考

備考

- 1 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
2 医師が療養上徹夜看護を認めた時は、1口羽だり看護料の額に1割5分の額を加算する。